

謝金価規定

株式会社 iWellness

第1条（目的）

この規定は、株式会社 iWellness が支払う謝金について定めることを目的とする。

第2条（謝金対象者）

この法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第3条（会議出席謝金）

- 取締役会がこの法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議に出席した謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。
- 会議出席謝金の単価は、1時間当たり 1,500 円とする。会議出席謝金は、会議開催時間 15 分を単位として支給し、会議開催時間に 15 分未満の端数を生じたときは、15 分に切り上げて処理するものとする。
- 取締役会の過半数の合意があった場合に限り、本条2項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

第4条（講師謝金）

- この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。
- 講師謝金の単価は次の表を上限とする。ただし、理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、次の表の講師謝金の単価を増額することができる。

（単位：円）

大学	民間企業	その他団体	1日当り	1時間当り
大学教授	会社会長・社長	会長・理事長	50,000	15,000
大学准教授	部長	副会長	40,000	10,000
大学講師	課長	事務局長	30,000	7,500
大学助教	係長	役員	20,000	5,000
大学助手・研究員	主任	シニア・リーダー	15,000	3,500
学生	従業員	一般	15,000	2,000

第5条（交通費及び宿泊費等の支給）

- 謝金対象者には、謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

附則

本規定は、令和7年4月1日より施行する。

この規程に定めのない事項については代表取締役の専決事項とする。

改訂を行った場合には公表を行う。

以 上